

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第6号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号、第10条第3項第1号イ、第2号イ及び第3号イ並びに第11条第4項第1号中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。